

平成27年1月30日

川西市教育長 牛尾 巧 様

川西市立学校校区審議会  
会長 山内 乾 史



校区外就学希望制度の検証について (答申)

標記の件について、慎重に審議を行った結果、次のとおり答申いたします。

# 答 申

答申事項

校区外就学希望制度の検証について

川西市立学校校区審議会

## 校区外就学希望制度の検証について

### 1. 校区外就学希望制度に係る検証の意義

本制度は、通学距離や生活圏等の問題、校区に関する要望等についての問題などを解決するため、平成17年度の新入学生から導入されたものである。これは、個別の事情による従来の就学校変更申請とは別に、保護者や子どもの希望を取り入れた、新しい制度として実施されたものである。

ただし、自由校区による学校選択制とは異なり、5%の限度枠や隣接校区に限定するなど、一定の制限を設けており、運用状況によっては制度の見直し等、必要となる可能性が考えられる。

このため、制度導入時の答申では、制度の定期的な検証を要請しており、これにより2年経過後の平成18年度に1回目の制度検証を行っている。この時には、人数制限による抽選の実施に伴う救済措置として、繰り上げ措置を制度化するよう提言したものの、制度の内容改訂等については、特段の対応を要すべき状況にはないという答申を行った。

また、平成21年度に5年経過後の制度検証においても抽選による落選者が出るという課題はあるものの、5%枠内で安定的に運用されていることから直ちに制度の見直しを行う状況にないという答申を行った。

平成24年度には、本制度を利用して就学した小学校の属する中学校区への就学（小中運動）及び本制度上の兄弟姉妹優先の者も受入枠にかかわらず就学できる（兄弟優先）ことが望ましいとの答申により平成26年度入学者から運用している。

制度の運用については、これまでに上記の見直しが行われている。制度導入から10年が経過し、定期的な検証を行う必要があることから、過去5年間の運用状況を確認し、今後の対応について審議を行った。

### 2. 審議会の審議経過

審議会は、教育委員会から提出のあった、「校区外就学希望申請状況」及び「校区外就学アンケート集計」、「アンケート感想・自由意見」、「校区外就学希望申請に係る住所別希望校、希望理由の状況」、「校区外就学を申請した保護者の感想・意見」を基に、制度検証を行った。

#### (1) 校区外就学希望制度の運用実績

5年間の運用結果は、次のとおりである。

##### ① 小学校

年度	校区外就学希望申請者数	申請者のうち兄弟の在籍者数	5%限度枠				
			抽選校	限度枠数	希望者数	兄弟優先	落選者数
22	48	17	川西北小学校	4	12	2	6
			多田小学校	5	12	4	3
23	49	15	川西北小学校	4	10	2	4
24	35	12	川西北小学校	4	9	3	2
25	38	10	-	-	-	-	-
26	40	16	-	-	-	-	-

※受入枠について、各年度とも抽選はなく希望どおり就学が認められた。

② 中学校

年度	校区外就学希望申請者数	申請者のうち兄弟の在籍者数	5%限度枠				
			抽選校	限度枠数	希望者数	兄弟優先	落選者数
22	63	11	川西中学校	11	26	4	11
			緑台中学校	4	10	3	3
23	76	8	川西中学校	12	23	1	10
			多田中学校	16	23	2	5
24	53	6	多田中学校	16	22	3	3
25	56	7	多田中学校	16	21	2	3
26	55	6	-	-	-	-	-

※受入枠について、各年度とも抽選はなく希望どおり就学が認められた。

※平成26年度入学者より就学希望で運用している小中連動の状況は、10名であった。

(2) 運用実績に対する分析・評価

アンケートの感想・自由意見を見ると、小学校では、制度に賛成的な意見が約45%、人数制限等に対する意見が約11%、反対意見、必要性を感じないなどの意見が約5%、兄弟に関する制限に対する意見及び校区の見直し等に関する意見が約4%、制度に対する不安、疑問に関するものが約3%、自由校区的な意見が約2%、従来の区域外許可基準に関するものが約1%、その他が約25%となっている。

中学校も小学校とほぼ同様となっており、本制度について一定の理解を得られているものの少数ではあるが制限に関する意見や反対意見もあった。

5%限度枠については、一部の学校で抽選はあったが5年間の運用状況から見ると5%の枠内で運用が妥当と考えられる。

また、本制度の運用により地元地域の行事や活動の参加に一部影響をきたしているとの意見もあったが、本制度の趣旨について、保護者や子どもに一層の周知を図ることも必要であると考えられる。

3. 審議会の結論

本制度導入以降、抽選による繰り上げ措置や就学した小学校の属する中学校区への就学（小中連動）及び受け入れ時も申請時と同様に兄弟姉妹を優先する措置（兄弟優先）を導入するなど制度運用面で見直しがなされてきた。

平成22年度から5年間の本制度の検証においては、一部の学校で抽選があり、落選する者が出ているものの、全体としては、5%の枠で運用されていると考える。

これらのことから校区外就学希望制度は、現状で運用を行うことが妥当である。

引き続き、申請状況は毎年確認し、5年ごとの検証時期にとらわれず制度の見直し等対応する必要があると考える。